

小金井市職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止に関する基本方針

カスタマー・ハラスメントは、その対象となった人の人格又は尊厳を侵害する等、勤務環境を害するものであり、何人も、あらゆる場において、行ってはならないものである。また、その防止に当たっては、互いが対等の立場において、尊重し合うことが重要である。

行政サービスの利用者等による意見又は要望は、業務改善及び行政サービスの向上につながるものであり、小金井市はこれに丁寧かつ真摯に対応する。

一方で、暴言又は侮辱的な言動などの職員に対するカスタマー・ハラスメントは、職員を傷つけるのみならず、業務の遂行を阻害するものであり、ひいては行政サービスの低下につながりかねないものである。

小金井市は、質の高い行政サービスを継続的に提供するため、職員に対するカスタマー・ハラスメントに対し、組織として毅然と対応し、職員を守るとともに、カスタマー・ハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組む。

第1 定義

- 1 職員に対するカスタマー・ハラスメントとは、行政サービスの利用者等から職員に対し、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、職員の勤務環境を害するものをいう。
- 2 行政サービスの利用者等とは、小金井市から行政サービスの提供を受ける者又は小金井市の業務に密接に関係する者であって、職員が応対する全てのものをいう。
- 3 著しい迷惑行為とは、暴行、脅迫その他の違法な行為又は正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為をいう。

第2 任命権者の責務

任命権者は、職員に対するカスタマー・ハラスメントの防止策を講ずるとともに、職員に対するカスタマー・ハラスメントが行われた場合においては、職員の安全を確保し、行為者に対し、その行為の中止の申入れその他の必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

また、職員もその業務に関し、カスタマー・ハラスメントを行う立場にもなり得ることから、任命権者は、職員がその業務に関して、カスタマー・ハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

任命権者は、前記の責務を果たすため、次の対策を実施する。

- 1 職員に対するカスタマー・ハラスメントに対応するために、相談、報告等ができる体制を整備する。
- 2 カスタマー・ハラスメントを受けた職員への配慮のための体制を整備する。
- 3 カスタマー・ハラスメント防止のためのマニュアルを作成する。

- 4 意識啓発のための研修等を実施する。
- 5 職員がその業務に関して、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない旨を文書で職員に明示する。

第3 職員の責務

- 1 職員は、カスタマー・ハラスメントへの理解を深めるとともに、その職場において防止に資する行動をとるよう努めなければならない。また、任命権者が講ずる第2の対策に協力するよう努めなければならない。
- 2 職員を管理監督する立場にある者は、カスタマー・ハラスメントが行われることのない良好な勤務環境を確保するよう努めなければならない。職員から相談を受けた場合には、迅速かつ適切に対処するよう努めなければならない。
- 3 職員は、その業務に関して、カスタマー・ハラスメントを行ってはならない。

第4 留意事項

この基本方針の実施に当たり、職員は行政サービスの利用者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

この方針は、令和8年10月1日から適用する。